

# 平成 27 年度第 3 回岡崎市都市計画審議会議事録

1 会議の日時 平成 28 年 1 月 25 日（月） 午後 1 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所 西庁舎 7 階 701 号室

## 3 会議の議題

- (1) 第 3 号議案「西三河都市計画公園の変更について」
- (2) 報告第 3 号「岡崎市緑の基本計画の改訂について」
- (3) 報告第 4 号「岡崎市歴史的風致維持向上計画について」
- (4) 報告第 5 号「大樹寺から岡崎城天守への眺望計画の策定について」

## 4 会議に出席した委員（13 名）

学識経験者	小川 英明
学識経験者	宮川 泰夫
学識経験者	松本 壮一郎
学識経験者	松本 幸正
学識経験者	小久井 正秋
岡崎市議会議員	鈴木 雅子
岡崎市議会議員	杉浦 久直
岡崎市議会議員	三浦 康宏
岡崎市議会議員	鈴木 英樹
岡崎市議会議員	村越 恵子
愛知県西三河建設事務所長	高野 昌彦
市の住民	石井 美紀
市の住民	森本 剛正

## 5 説明者

都市整備部公園緑地課長 市川 正史  
都市整備部都市計画課長 足立 邦雄

## 6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（小川会長）が開会の宣言をした後、岡崎市都市計画審議会運営規程第 9 条第 1 項の規定により、小久井委員及び杉浦委員を議事録署名委員に指名した。

## 7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（鈴木都市整備部都市計画課総務班長）から、岡崎市都市計画審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

## 8 第3号議案「西三河都市計画公園の変更について」(説明)

議長が第3号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(市川公園緑地課長)から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 公園の位置付けについて
- (3) 変更理由について
- (4) 公園区域の変更箇所について
- (5) 整備計画について
- (6) 縦覧結果報告
- (7) 今後の手続きについて

## 9 第3号議案「西三河都市計画公園の変更について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

村越委員：

南駐車場について、計画変更にあたり、新たな土地購入の必要はあるか。バスは何台止められるようになるのか。また何年計画で行われるのか。

事務局(市川公園緑地課長)：

新たに用地を取得する必要はない。今ある用地の中で行うが、若干既存の駐車場、道路を改良して対応していく予定である。

バスの駐車台数は7台ほどで計画を進めている。

今後の計画については、平成28年度に入口の道路をバスがスムーズに安全に入れるように改良する。その改良が終了した後に駐車場の区画線を切り直し、道路の改良を平成29年度に行い完了する予定である。

村越委員：

東側の用地の購入は土地開発公社を経由するのか。購入費用は概ねどれぐらい計上するのか。参考図の駐車場の部分で、バスは何台止められるのか。

事務局(公園緑地課長)：

新たに取得する用地は額が大きいことや年数もかかることから、土地開発公社を経由して購入することになると考えている。

購入額については測量をしていないし、単価もこれから調べていくので、今のところ決まっていない。面積も広いので単価によっては額もかなり大きくなると思われる。

駐車台数はバスが6台止められると考えている。

村越委員：

地権者はどれくらいいるのか。場所が採石場であるが、問題はないのか。

事務局（公園緑地課長）：

地権者は9名いる。その方たちにはあらかじめ話はしているが、おおむね好感触で、応じていただけていると考えている。

採石場については、新たな伐採は少なく、地盤が固いが工事に影響はないと思われる。

杉浦委員：

削除区域は、当初はなぜ公園の区域に含まれていたのか。

事務局（小林公園緑地課計画班長）：

当初はこの北側に市道中央総合公園東公園線や東名高速道路ができる前から広く都市計画決定されており、今までの変遷の中で高速道路ができたときに道路部分を除いたり、西側でいうと岡崎環状線ができたときにその道路部分を除くなどで今の状態となっている。

杉浦委員：

道路との接続について、市民病院線で駐車場に入ってくところが、このあたりでは坂でカーブも緩やかにしているようなところで安全性は大丈夫なのか。

事務局（公園緑地課計画班長）：

新しく駐車場に入っていくところは、交差点改良をしていく予定である。直線部分は現在も中央分離帯が切れていて、バスも入れるように公安との協議も含め検討している。

松本（壮）委員：

バスの駐車場はなぜ7台いるのか。全体の施設のあり方を考えていただきたい。

事務局（公園緑地課長）：

東のゾーンが未整備であるので、こちらの方を文化の森にするとかコンセプトを考えていきながら、先ほど言われましたことも取り入れながら整備を進めていきたいと考えている。

松本（幸）委員：

市としての全体の公園整備の方針はどう考えているか。面積を見ると今回の計画で終わってしまうのではないか。一人あたりの公園の面積はどれぐらいなのか。それに対して市はどのような方針があるのか。

もう少し全体の環境を含めて、余裕をもった設定は必要ないか。

解除する部分は、建物に対して規制があったのか。それに対してどういう反応があったか。

駐車場の周遊性は必要あるのか。園内は安全に移動できる手段が必要ではないか。

事務局（公園緑地課計画班長）：

岡崎市の一人あたりの公園面積は約 10.7 平方メートルで県内では広い方であると認識

している。今後の区域の拡大はあまり考えていない。上位計画で記載されているものは今後の計画も見通している。開発で増える緑地も含めてこの先平成 32 年度までの設定をしている。

地形地物の現状を把握して、必要最低限とは言えないが、現状を踏まえた区域の設定をしている。

今回除外する部分は今までは都市計画決定されていたので都市計画法第 53 条が関わっていたが、今回は除外する部分も拡大する部分も地権者全に同意をいただいて都市計画決定の手続をさせていただいている。ここは現在でも風致地区ではある。

南駐車場が満車になった時に東駐車場、東駐車場が満車になった時に北駐車場など、満車時に交通渋滞が起こらないよう回れるということで設定している。

松本（幸）委員：

4.64 ヘクタールの増加は今回の増加面積だけではないということか。

事務局（公園緑地課計画班長）：

今回だけではない。

松本（幸）委員：

やはり将来のことを考えたときに東公園も含め余裕をもった計画は必要ではないか。規制解除に対する意見はなかったか。

事務局（公園緑地課計画班長）：

遠い将来、緑や保全が必要であれば考えていくが、今のところはこの計画で考えている。規制解除される場所は田や 2 階建ての住居、店舗があったが、特に意見等はなかった。

事務局（公園緑地課長）：

先ほどの市民一人あたりの公園面積について、平成 27 年 1 月の愛知県都市公園現況で岡崎市の都市計画区域内の公園面積は 10.79 平方メートル、愛知県は 7.6 平方メートルで岡崎市は愛知県よりは広く、近隣では豊橋市が 10.13 平方メートルであり、岡崎市は特に狭いという状況ではない。

松本（幸）委員：

住みよい岡崎市を考えると、県平均にとらわれずに世界各国の公園面積を目指すことで、グローバルな中で良い岡崎市になると思う。

石井委員：

現在の南駐車場と北駐車場の利用状況はどうか。

新設駐車場が作られるようだが、どのような交差点改良が行われるのか。

駐車場についてはよりよい駐車場にしてほしい。

事務局（公園緑地課計画班長）：

利用状況は当然のことではあるが、近いところから埋まっていく。現状としては南駐車場が180台、北駐車場が142台、東駐車場が97台あり、行楽シーズンや休日は南駐車場から北駐車場、東駐車場にかけて満車になり、路上駐車の苦情もいただいている。何らかの駐車場整備が必要であり、団体利用ということで先ほど説明したバスの駐車場も必要性を感じている。南駐車場が満車になった時に、南駐車場から東駐車場へ行く道路を拡幅して少しでも利用の改善につなげていきたいと考えている。

現状、東名高速道路より西側の方に動物園等があるので、東名高速道路より東側で駐車場を作っても遠いということであるが、将来を考えると東側も整備を考えているので、東側のゾーンへ行くときは東の駐車場を使っただけが、満車の時は東の駐車場からの移動方法も考えていきたい。

新設駐車場の交差点改良は公安協議となり、信号の設置は難しいかもしれないが、少しでも利用しやすい交差点となるよう検討している。

鈴木（英）委員：

計画図にストーンバレイがあるが、今回石切場を活用する考えはあるのか。  
今後の駐車場整備について障がい者用としては、どのように考えているのか。  
今後文化広場へ通っている道が渋滞すると思われるが、緩和策はあるのか。

事務局（公園緑地課長）：

石切場の利用については、岡崎市は石産業とも関わりがあるので、何とか活用していきたい。ここで切り出した石でアートの的なものを作って、設置して見ていただくようなことを考えている。

南駐車場は今回障がい者用に6台、区画を切り直して設置する。またバリアフリーに対応するためスロープ、通路の整備も合わせて考えている。

事務局（公園緑地課計画班長）：

文化広場へ通っている道、市道小呂洞線については、東名高速道路から東側は拡幅し、歩道も設置する計画をしており、今よりは広い道路で使いやすくしていきたいと考えている。

鈴木（雅）委員：

駐車場の周遊については、ミニバスや馬車などの乗り物を検討してはどうか。満車時等の案内看板も設置してほしい。駐車場台数を増やすとともに、バスの乗り入れなど公共交通についても検討していただきたい。

東公園のコンセプトは一体何なのか、しっかりと考えていただきたい。

山全体を守ることを考えると、公園北側の山も区域編入した方がよいと思うが可能性はあるのか。

事務局（公園緑地課長）：

駐車場の周遊についてのミニバスや馬車については、道に起伏があるので、そこで安全

性が保たれれば考えられるが、今のところ具体的には考えていない。

駐車場の満車、空車、駐車場の位置などの案内看板は駐車場を整備する段階で、わかりやすく利用しやすい看板の設置、また誘導員も配置しているので、誘導員の指導をして、少しでも渋滞の起こらないような対応はしていきたいと考えている。

バス停についてはバス会社への要望をしていきながらということになってくる。

事務局（公園緑地課計画班長）：

本多邸のバス利用は平成 25 年度が 121 台、平成 26 年度 111 台、平成 27 年度は 12 月末で 112 台の利用がされている。

東公園のコンセプトとしては、自然と文化を考え、約 100 年採石している石の文化や、展望台については天文台、空・宇宙について心に残る文化として作る計画を考えている。

公園の北側の山については今のところ区域編入は考えていないが、今後全体として必要であれば考えていくことになる。

小久井委員：

自然を活かして、区域を広げられるなら余裕をもって広げていった方がよい。

事務局（公園緑地課計画班長）：

現在のコンセプトとして、遊園地は南公園、動物園は東公園という棲み分けの中で整備している。

宮川委員：

風致地区を活用すると同時に、風致地区での不法投棄の重点取締りを岡崎市の場合ももう少ししっかりやっていくべきではないか。

公園の中で石製品の配置を考えたり、ロッククライミングができる場所を考えたり、自然遊歩道とかトレッキングのような道路整備がされていないので、現地に行かれた方の意見も参考に考えていったらよいのではないか。

駐車場の総合管理システムも研究されているので、実証実験の場として使えるノウハウも持っているので、システム改良と絡めてやっていただいた方がよい。

事務局（公園緑地課長）：

こどもが体感、体験できることを念頭において、風致地区の不法投棄には市の環境部ともタイアップしてパトロールを年間わずかではあるが行っている。

石製品の活用、駐車場の総合システムなどいろいろ課題はあるが、それぞれ取り入れて、利便性の良い公園として整備していきたいと考えている。

三浦委員：

恐竜モニュメントの最終的な設置場所はどこになるのか。

事務局（公園緑地課長）：

恐竜モニュメントについては、昨年 3 月に完成し、その後聞くところによると来園者の

方にも好評である。今後については市議会始め市民の方々にいろいろなご意見をいただきながら有効に活用し、魅力的な公園になるように検討していきたい。

松本（幸）委員：

公共交通のアクセスがないのはよくない。今回都市計画区域を拡大して、駐車場を整備するのであれば、バスの転回場を作る可能性もある。そうすればバスも入ってこられるので、交通政策室と連絡を密にさせていただいて、必要性を検討していただき、必要であればバスが転回できる場所を整備していただきたい。

議長が第3号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一致で可決された。

#### 10 報告第3号「岡崎市緑の基本計画の改訂について」（説明）

議長が報告第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（公園緑地課長）から説明した。

- (1) 経緯説明
- (2) 計画の目的と位置付けについて
- (3) 計画改訂の背景と方向性について
- (4) 計画の期間及び対象区域について
- (5) 計画の理念と基本目標について
- (6) 重点施策について
- (7) 評価指標について
- (8) 計画の実現に向けて

#### 11 報告第3号「岡崎市緑の基本計画の改訂について」（質疑）

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

森本委員：

計画案の中で「農地の約18%が耕作放棄地」と記述があるが、耕作放棄地を増やさない対策として市ではどのような取り組みをしているか。また、昨年暮れに耕作放棄地に対する固定資産税が1.8%に引き上げられたが、税制上の優遇措置などは考えているか。

事務局（藤城公園緑地課計画班主任主査）：

市としては、農地を使用したい人に耕作放棄地を紹介する等しているが、直接の担当が経済振興部になるため、詳細については把握できていない。

小久井委員：

耕作放棄地となる理由は3つあり、高齢化等により農業を出来ない、採算が合わない、鳥獣害被害がある。

岡崎市の現状としては、もともと隠れ田畑で、地目は田であっても現在は農地として使用できないところが山の中には多くある。また、圃場整備済みの田は使用されているとこ

ろが多く、圃場整備がされていない、山の中で機械が入れない農地等に耕作放棄地が多い。耕作放棄地の税率については、もともとの固定資産税が低いため、1.8%に引き上げられたとしても地目変更をせずそのままとなるところが多いと思われる。

事務局（公園緑地課長）：

農地整備課を筆頭として、矢作や額田等の地域で農地の集約を目指し、推進している。

村越委員：

少子高齢化等、社会情勢の変化により、これまでと異なる公園づくりが必要になりつつあるが、今後公園緑地課ではどのような公園整備を進めていくのか。また、高齢化等により地元管理の担い手が少なくなりつつあることへの対応は何を考えているか。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

公園整備の方針は、地域の実情に合った整備をしていくことを方針としている。管理の担い手不足は、公園愛護会をベースとして「公園でやりたいことのある」多様な人に公園管理をお願いすることで、幅広く担い手を確保することを目指す。

村越委員：

緑の相談窓口に関する記述があるが、千葉県浦安市では、図書館の司書が花壇に植える花の相談等を受け付けているという事例がある。岡崎市でも民有地緑化の支援の一環として、花種の選定や花の植え方などの相談窓口として、関連する蔵書を数多く有する図書館を活用してみてもどうか。

鈴木（雅）委員：

基本計画に掲げられている目標や施策は素晴らしいことだが、担い手不足等で実現は難しいと思われる。計画を実施していくための具体的な方策についての考えは。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

現在公園内での行為に対し規制が厳しすぎることもあり、周囲への安全性等を考慮した上で規制を一部緩和する等して、公園でやりたいことがある人が公園を使用できるようにしていきたい。

鈴木（雅）委員：

乙川リバーフロントの工事で多くの桜が伐採されており、これでは基本方針に掲げている桜の保全・充実にならないのではないかと。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

伐採する桜に関しては樹勢診断や県への協議などを行っており、切る本数も最小限としている。また、各公園に桜を1本ずつ植えてもらい地元で管理をお願いする等、別の場所に桜を植えることで、市全体で桜の保全・充実を目指す。



杉浦委員：

防災等の観点から緑地率もある程度必要だが、ヒートアイランド現象の対策等の観点から、緑被率も必要になってきている。りぶらの駐車場がアスファルトで舗装されてしまっているが、計画を市全体で実行していくための市内の連携ができていないように思われる。計画を実現するための市内全体への周知はどのように行われているか。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

基本計画の改訂作業では、特に主要な課には検討会議への出席を、その他本文に関係のある課には意見照会を行っている。りぶらのような市街地の駐車場や道路には公園緑地課としても街路樹等で緑化をお願いしたいため、関係課へ緑地を確保できないか相談していきたい。

松本（壮）委員：

計画の中で、行政がすべきことやできること、また、市民に対しては、積極的に取り組んでほしいことを明記すべきである。

議長が報告第3号に関する質疑の終結を宣言した後、当該案件における会議意見の反映の検討について意見を付し、議事を終了した。

## 12 報告第4号「岡崎市歴史的風致維持向上計画について」（説明）

議長が報告第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（足立都市計画課長）から説明した。

- (1) 経緯説明
- (2) 計画策定の背景と意義について
- (3) 章ごとの概要説明
- (4) 今後のスケジュールについて

## 13 報告第4号「岡崎市歴史的風致維持向上計画について」（質疑）

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

石井委員：

歴史的風致の重点区域に「岡崎城下及び東海道地区」と「滝山寺地区」を位置付けるということだが、特に「滝山寺地区」が重点区域に選ばれた理由は。また、この重点区域は今後増えていくものなのか、このまま2地区だけなのか。

概要版24ページの図に風致地区がいくつかあるが、どこの地区が何に当てはまっているのかわからない。景観という点ではどこの地区も総合的に関係があるのだと思うが、わかりづらい点があるので子供でもわかりやすいものにしてほしい。実際、小学校の授業でガラ紡を学んだ記憶があるので、小学生にもわかりやすい歴史的風致地区の図を示してほしい。

事務局（木下都市計画課景観推進班長）：

「滝山寺地区」が重点区域となった理由については、歴史的風致の広がりの中で文化財の集積も踏まえて重点区域に設定していることから「滝山寺地区」においては、狭い区域に滝山寺山門、滝山寺本堂及び滝山東照宮など国指定文化財が数多くあるため、個別に重点区域に設定された。岡崎城下については、各歴史的風致の範囲が重なり合う区域ということやこれまでの歴史的まちづくりの取組み等を踏まえて設定している。

今後、重点区域が増えていくのかどうかについては、この計画は10年間で認定を受けていくものだが、今後重点区域の要件を満たすことがあり、事業の必要性があれば、随時、重点区域の見直しをしていく。

景観計画の景観形成重点地区と歴史的風致の重点区域は、初めて耳にする方には非常にわかりづらい表現となっている。概要版については、景観形成重点地区の範囲について記されていないため、最終的に市民に計画を提示する際には図面等の工夫をしていく。

また、子供にもわかりやすくという点については、概要版28ページの「調査研究と普及啓発の推進」の中で、まずは歴史的風致を知ってもらうことを第一に考えている。概要版28ページの重点区域における事業の中に「郷土読本作成等事業」、「歴史学習教室等事業」を取り入れている。歴史的風致というのはひとつのストーリーであるため、そういったことも加味しながら子供の時から歴史的風致という難しい概念をわかりやすく解説するような事業を考えているので、最終的には概要版の修正も含め、調整を図っていきたい。

鈴木（雅）委員：

滝山寺の「日吉山王社本殿」や大和町の「妙源寺」等残してほしいところは数多くあるのだが、今回2つの地区が重点区域に選ばれた理由は。

歴史まちづくりの推進について、職員一丸となって取り組んでほしいが、市の組織改正はどうなったか。

事務局（都市計画課景観推進班長）：

維持向上すべき歴史的風致としては、国との協議の中では17地区の候補があったが、その中には50年継続していないものなどか、10年間に及ぶ計画であるということ、また重点区域の効果が全市に波及するかどうかという観点から今回の7つの風致に至り、その中から、風致の範囲の重なり、文化財の集積、これまでの歴史文化資産を活かしたまちづくり、例えば、本宿町、藤川町、大平町等の地元のまちづくり活動が盛んであるという観点等から設定している。

組織については、28年度に都市整備部都市計画課内に専門部署として歴史まちづくり班が設けられる。引き続き、社会教育課文化財班と一層緊密な連携により体制を整えていきたい。

松本（幸）委員：

観光地としてどのようにアクセスするのか。課題として歴史文化資産のネットワークの構築、まちなかの回遊性の向上等が挙げられている。岡崎市では「岡崎市地域公共交通網形成計画」を策定し、観光というのもひとつの柱になる。観光を支えるような公共交通網を作ろうという計画を今まさに策定している時期であるので良いタイミングでもある。公

公共交通によるアクセスをしっかりと明示することにより両方でお互いの計画を位置付けることができるのでないか。

また、岡崎市は1DAYフリー切符を検討しており、観光地を周遊できるようになるのでそういったものも是非活用してほしい。

事務局（都市計画課景観推進班長）：

「岡崎市地域公共交通網形成計画」も踏まえて、観光と公共交通の観点をお互いの計画に盛り込めるように連携していきたい。

議長が報告第4号に関する質疑の終結を宣言した後、当該案件における会議意見の反映の検討について意見を付し、議事を終了した。

#### 14 報告第5号「大樹寺から岡崎城天守への眺望計画の策定について」（説明）

議長が報告第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（都市計画課長）から説明した。

- (1) 経緯説明
- (2) 計画の概要について
- (3) 計画策定の手続きについて
- (4) 変更命令について
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) 税制上の支援措置について

#### 15 報告第5号「大樹寺から岡崎城天守への眺望計画の策定について」（質疑）

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

高野委員：

保全地域の中に容積率の大きな用途地域も含まれているので、固定資産税等の税制上の優遇措置をさらに拡大するなどの支援は可能か。また、相続税の支援も可能か。

事務局（木下都市計画課景観推進班長）：

今回の評価替えの補正率は、京都市の景観地区規制の補正率を参考にしながら、不動産鑑定士等による意見に基づき、税務部局で定めている。措置の拡大については、税務部局とも調整し、ともに今後、研究していく。相続税については、国税のため、市での対応は難しいが、国へ意見として要望していく考えである。

宮川委員：

保全地域内にいわゆる「空き家」は存在するのか。存在するのであれば、その対策は取られているのか。

事務局（都市計画課景観推進班長）：

保全地域内の空き家については、把握していない。保全地域内の建築物がどういう状態

にあるかは重要であるので、都市計画基礎調査などでその把握に努めたい。空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」により対策が取られるものと理解しているが、必要があれば連携していく考えである。

議長が報告第5号に関する質疑の終結を宣言した後、当該案件における会議意見の反映の検討について意見を付し、議事を終了した。

## 16 その他

事務局から次回の第4回都市計画審議会の開催日時が平成28年2月22日（月）午後1時30分の予定であることを説明した。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第3回都市計画審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市都市計画審議会会長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---